

一般社団法人
関東学校給食サービス協会

定 款

定款認証：平成 21 年 5 月 15 日
改 正：平成 23 年 1 月 18 日
改 正：平成 25 年 5 月 14 日
改 正：平成 26 年 3 月 17 日
改 正：平成 28 年 5 月 16 日
改 正：令和 3 年 5 月 17 日

一般社団法人 関東学校給食サービス協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、一般社団法人関東学校給食サービス協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 本協会は、社員相互の研修研鑽の強化と協調を図り、もって学校給食サービス業務の運営について、行政及び関係諸団体への協力と食文化の向上を通じて地域社会へ貢献するとともに、学校教育活動の一環として実施されている学校給食サービス業務の質的向上・健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学校給食に関する情報及び資料の収集、交換又は問題点、課題などの協議及び研究
- (2) 学校給食サービス業務向上を目的とした調査及び教育研修の実施
- (3) 学校給食サービス業務を通じ、児童・生徒等に食育及び保健・栄養についての啓発
- (4) 災害時等における危機管理対策
- (5) 学校給食サービス業務における環境対策
- (6) その他本協会の目的達成に必要な事業

第2章 社 員

(社 員)

第5条 本協会の社員は、学校給食サービス業務を行う者又は今後学校給食サービス業務を行う意志のある者とする。

(入 会)

第6条 本協会の社員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金等)

第7条 社員は、入会の際に別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(経費の負担)

第8条 社員は、本法人の目的を達成するため必要な経費を負担するものとする。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合は、社員たる資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は社員である団体が解散したとき。
- (3) 会費を滞納し、又は必要な経費を負担しないとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があるとき。

2 前項第5号の同意とは、第4号の除名の事由に該当しないが、社員としてふさわしくないと当該社員を除く全ての社員が同意する場合をいう。

(退 会)

第10条 社員は、いつでも退会することができる。ただし、1カ月以上前に書面により退会の申出をするものとする。

(除 名)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その社員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知し、社員総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を棄損し、若しくは本協会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項の総社員の半数には委任状の提出者を含み、又議決権には委任状提出者の議決権を含むものとする。

3 第1項により除名が議決されたときは、当該社員に対し、その旨通知するものとする。

(社員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 社員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する社員としての権利を失い、義務を免れるものとする。ただし、未履行の義務は免れることはできない。

2 本協会は、社員がその資格を喪失したとき、既納の入会金及び会費の返還を

しないものとする。

(社員名簿)

第13条 本協会は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成するものとする。

2 社員に対する通知又は催告は、前項の名簿に記載された住所に対して行うものとする。

(変更の届出)

第14条 社員の名称その他入会申込書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく会長に変更届を提出しなければならない。

第3章 機 関

第1節 役員等

(役員の種類及び定数)

第15条 本協会には、役員として理事及び監事を置く。

2 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 5人以上18人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

3 理事のうち1人を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち6人以内を業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、本協会社員の中から社員総会において各々選任する。

ただし、社員総会で必要と認めるときは、2人を限度に社員以外から理事を選任することができる。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

3 監事は、本協会又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることはできない。

4 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

5 代表理事をもって会長とし、業務執行理事のうち4人以内を副会長、1人を専務理事とすることができる。

(理事の職務)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して本協会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

- 4 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める。
- 5 会長、副会長及びその他の業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行の状況を監査する。
- (2) 本協会の業務並びに資産及び会計の状況を監査する。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする
招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。
- (7) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第19条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として又は増員により選出された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任される者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

- 第21条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。
その額については、別に定める役員等の報酬規程による。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び相談役)

- 第22条 本協会に顧問及び相談役を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本協会の重要事項について会長の諮問に応ずるものとする。
- 4 顧問及び相談役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任は妨げない。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、学識経験者及び外部者には、理事会の承認を得て報酬を支給することがある。

(取引の制限)

- 第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
- (3) 本協会がその理事の債務の保証をすること、その他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(賠償責任及び責任の免除)

- 第24条 役員が、その任務を怠ったときは、本協会に対し、これによって生じた損害を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、以下「一般社団法人法」という。)第111条の規定に基づき賠償する責任を負うものとする。
- 2 前項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般社団法人法第113条の規定により、社員総会の議決により責任の一部を免除することができる。

第2節 社員総会

(種類)

- 第25条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(権限)

- 第26条 社員総会は、一般社団法人法に規定する事項、本定款に定める事項及び次の事

項について議決するものとする。

- (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬額の決定
 - (3) 定款の変更
 - (4) 本協会の組織、運営、管理その他必要な事項に関する規程の制定及び変更
 - (5) 決算の承認
 - (6) 社員の除名による資格喪失
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の譲渡・処分及び譲り受け
 - (8) 事業の全部又は一部の譲渡及び事業の廃止又は停止
 - (9) 合併
 - (10) 解散及び残余財産の処分
 - (11) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (12) 前各号に準ずる重要な事項
- 2 前項にかかわらず、第28条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(開 催)

第27条 定時社員総会は、毎年1回毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員から理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招 集)

第28条 社員総会は、理事会の議決に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定により請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第29条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がこれに代わるものとする。

(定足数)

第30条 社員総会は、社員の議決権の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

- 第31条 社員総会の議決は、一般社団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特別決議を要する旨規定する事項を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決すところによる。
- 2 前項の場合において、議長は社員として表決に加わることができない。

(議決権)

- 第32条 各社員は、社員1人につき、1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

- 第33条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、本協会に代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合において、当該社員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

- 第34条 理事又は社員は、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第35条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告しないことについて社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第36条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員の現在員数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第3節 理事会

(設置、構成)

- 第37条 本協会には理事会を置き、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第38条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更、廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、本協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。
- (4) 第18条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第40条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議 長)

第41条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第42条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議 決)

第43条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議事録には、理事会に出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第4章 協賛会社

(協賛会社)

第47条 本協会の目的に賛同しその事業を協賛する法人は、所定の申込書を会長に提出し、会長の承認を受けて協賛会社となることができる。

2 協賛会社は、社員総会において別に定める規約により毎年、協賛費を納入しなければならない。

3 協賛会社は、本協会の目的を理解し、本協会の定款及び規約等を尊重しなければならない。

4 協賛会社は、退会の申出によりいつでも本協会を退会することができる。また、協賛費を1年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

第5章 委員会

(委員会)

第48条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の

議決を経て委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第49条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の長その他重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(備付け書類等)

第50条 事務局には、常時次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書

(4) 許可、認可、認証等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 各種規程及び規則

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める書類及び帳簿

第7章 資産および会計

(会計原則)

第51条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる一般社団法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第52条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第53条 本協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合においても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入および支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第54条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びに付属明細書（以下「計算書類」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得るものとする。

2 本協会は、前項の事業報告の内容を定時社員総会に報告し、決算については計算書類を同総会に提出し、その承認を得るものとする。承認を得た後、直ちに、一般社団法人法の規定により、貸借対照表を公告するものとする。

(資産の構成)

第55条

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第56条 本協会の資産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、社員総会が定める。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第57条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第58条 本協会は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により一般社団法人法の規定により、合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第59条 本協会は、一般社団法人法に規定する事由のほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権3分の2以上の議決により解散することができる。

第9章 残余財産の帰属

(残余財産)

第60条 残余財産の帰属は、社員総会の議決により決定するものとする。

2 前項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、一般社団法人法の定めるところによる。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第61条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第62条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決による。

(公 告)

第63条 本協会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(委 任)

第64条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(法令等)

第65条 この定款に定めのない事項は、一般社団法人法及びその他法令の定めるところによる。

付 則

- 1 この定款は、一般社団法人法第13条の公証人の認証を受けたときから、施行する。
- 2 本協会の、設立初年度の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立した日から平成22年3月31日までとする。
- 3 本協会の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

- 1 住 所 東京都台東区台東四丁目29番12号
名 称 株式会社 東洋食品
代表取締役 荻久保 英男

- 2 住 所 東京都千代田区大手町一丁目6番1号
名 称 株式会社 ニッコクトラスト
代表取締役 飯田 五郎

- 3 住 所 東京都中央区新川一丁目17番25号
名 称 株式会社 レクトン
代表取締役 岩見 竜作

- 4 住 所 東京都港区虎ノ門三丁目22番1号秀和第二
芝公園三丁目ビル
名 称 フジ産業株式会社
代表取締役 室伏 雅永

- 5 住 所 東京都墨田区千歳二丁目10番6号
名 称 株式会社 藤 江
代表取締役 中野 麗子